大学改革推進等補助金	74,788	—	42	—	—	74,745	
産直屋台いなGO・街と農村を繋ぐ地域企業	10,088	—	39	—	—	10,048	
科学的理解の深化を促す地域連携型理工教育	8,739	—	3	—	—	8,735	
「高等教育コンソーシアムふくしま」の構築による広域連携型学士力向上プログラム	55,961	—	—	—	—	55,961	
合　　計	86,326	—	42	—	—	86,283	

⑱　役員及び教職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区　　分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　　員	常　　勤	(52,084) 52,084	4	(—) —	—
	非　常　勤	(—) 4,044	3	(—) —	—
	計	(52,084) 56,128	7	(—) —	—
教　職　員	常　　勤	(3,252,182) 3,411,237	495	(261,934) 261,959	12
	非　常　勤	(—) 174,453	141	(—) —	—
	計	(3,252,182) 3,585,691	636	(261,934) 261,959	12
合　　計	常　　勤	(3,304,267) 3,463,322	499	(261,934) 261,959	12
	非　常　勤	(—) 178,497	144	(—) —	—
	計	(3,304,267) 3,641,820	643	(261,934) 261,959	12

注１．常勤・非常勤の定義は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」によることとしております。上表でいう常勤の教職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた教職員のことであり、非常勤の教職員とは、常勤の教職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の教職員のことです。

２．常勤役員の本給月額は、学長989千円、理事724千円で、退職手当の計算方法は、国家公務員退職手当法に準拠して、国立大学法人福島大学役員退職手当規則により定めております。

３．非常勤役員の手当は、理事が月額157千円、監事が月額90千円です。

４．教職員に対する給与及び退職手当の計算方法は、一般職の職員の給与に関する法律及び国家公務員退職手当法に準拠して、国立大学法人福島大学職員給与規程及び国立大学法人福島大学職員退職手当規程により定めております。

５．支給人員数は、報酬又は給与については年間平均支給人員数を記載しております。退職給付については年間支給人員数を記載しております。

６．承継職員等に係る支給額は、上段（　）に内数として記載しております。

７．上記には退職給付引当金繰入額20,985千円、法定福利費436,033千円は含まれておりません。

⑲　開示すべきセグメント情報

（単位：千円）

区　　分	大　　学	附属学校園	小　　計	法人共通	合　　計
業務費用					
業務費	4,996,116	850,344	5,846,460	468,845	6,315,306
教育経費	904,539	162,180	1,066,719	—	1,066,719
研究経費	629,160	—	629,160	—	629,160
教育研究支援経費	137,194	—	137,194	—	137,194
受託研究費	89,420	—	89,420	—	89,420
共同研究費	12,252	—	12,252	—	12,252
受託事業費	19,758	—	19,758	—	19,758
人件費	3,203,790	688,163	3,891,954	468,845	4,360,799
一般管理費	287,751	—	287,751	53,910	341,661